

## 「第3期教育振興基本計画の策定に向けた基本的な考え方」に対する意見

平成29年3月3日  
一般社団法人国立大学協会

第3期教育振興基本計画は、我が国の教育政策を総括し、計画期間である平成30年度からの5年間のみならず、その後の教育振興政策にも引き継がれる重要な計画であるものと認識している。本計画が、社会の活力や持続可能な成長を確かなものとするための計画となることを期待している。このような立場から、現在提案されている基本的な考え方に対して、以下のとおり意見を述べる。

### 1. 初等、中等、高等教育を一貫した観点

全体を通じて、高等教育からの観点での記述が少ない。初等、中等、高等教育におけるそれぞれの課程での課題や目標は示されているものの、一つの課題に対して初等教育から高等教育までのそれぞれの課程で取り組むべきこともあるので、今後の検討の観点として留意していただきたい。

また、3つの教育を通じた人格、人材育成の方針が述べられておらず、これがそれぞれの教育の接続と出口を不明瞭にさせている原因となっている。特に、大学院の在り方については、15ページ目で触れられているが、これからの Society 5.0 に向けた新しい科学技術と社会へ向けた人材育成と社会貢献について明確な考え方と指標がないと、その前の教育はちぐはぐなものにならざるを得ない。

例えば、9ページ目「Ⅲ. 今後の教育政策に関する基本的な方針」に、「初等、中等、高等教育の接続と人材育成へ向けての総合的な視点」を加えることを検討するべきである。

### 2. 研究力の強化による教育力向上の観点

高等教育においては、教育と研究が直接的に関係しており、最先端の研究成果により得られた新たな知見が次代を担う人材へと教授されているという点は、他の課程に比べ特徴的なことである。教育には常に新しいことを加えていくことが求められ、研究においては一層の研究力の強化が求められている。社会に有為な人材を育成するための教育の基盤は研究にあることをあらためて認識し、教育と研究は分離した個々の活動というのではなく、研究力の強化による教育の向上という観点での更なる検討が求められる。

### 3. 教育・学術分野の国際貢献の観点

教育分野での国際協力の推進については、8ページ目「5. 国際的な教育政策の動向」  
として、国際目標である「SDGs」や「倉敷宣言」のことが触れられているが、今後の  
教育政策に関する基本的な方針の中では特段の方針は示されていない。学術の国際貢献  
という項目を加え、分野を超えた研究協力によって地球規模の課題に積極的に取り組む  
方針を示すべきである。

また、21ページ目では、初等中等教育等を例示して、日本型教育の海外展開は、海  
外から日本に来て直接学んでもらうためのきっかけとなり、日本の教育産業等の戦略的  
な海外進出促進を図ることで我が国の教育政策推進の後押しとなることが示されてい  
るが、諸外国からは日本型の大学設立についての要請もあり、現実には協力の取組も推進  
されていることから、大学を含めた教育の海外展開の方針を明示するべきである。

### 4. 教育の質保証の観点

教育の質保証という観点において、設置認可－アフターケア－認証評価までの連動と  
いう観点から、認証評価制度について検証する必要がある。

特に近年、評価対象となる学問領域が細分化・複合化してきている。例えば、今後新  
設される「実践的職業教育を行う高等教育機関」では、社会からのニーズに対応するた  
め、複数の学問領域が融合した新たな分野についても教育研究が行われることが予測さ  
れる。このような場合、現行の認証評価制度では、評価実施機関は全ての学問領域に対  
応できる体制を整え認証される必要があるが、専門職大学院でも見られるように、新た  
なニーズが発生するたび認証評価機関が創設されるような状況については、一度検討が  
なされるべきである。

また、大学機関別認証評価と専門職大学院認証評価では、評価実施時期が7年以内と  
5年以内というように個別の運用となっており、受審側にとっても負担感があることは  
否めず、例えば実施時期を同一とすることも考えられる。

認証評価は第2クールに突入しており、制度創設以降の諸情勢への対応も含め、質保  
証システムとして有効に機能していくための検証が求められる。

以 上